

仙台空港特定運営事業等募集要項等 修正表

平成 26 年 9 月 12 日

仙台空港特定運営事業等 募集要項

章・節	頁	修正前	修正後
3-(2)-④	8	貨物ビル施設（ <u>C I Q施設を除く</u> 航空貨物取扱施設等）	貨物ビル施設（航空貨物取扱施設等）
3-(2)-④ 脚注 1	8	—	（脚注 1 を追加し、以後の脚注番号を繰り下げる。） <u>本公募の公表日時点では、貨物ビル施設に C I Q 施設は存しない。</u>
3-(3)-A	8	航空法第 46 条に基づき告示された空港用地の所在地等は、以下のとおりである。	航空法第 55 条の 2 第 3 項において準用する同法第 46 条に基づき告示された空港用地の所在地等は、以下のとおりである。
3-(17)-B)-b)	24	本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する議決権株式を、①他の本議決権株主又は②国との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、国の事前の承認を受ける必要がある。優先交渉権者の提案により本議決権株主の株式又は持分を子会社等経由で間接的に有する者が、当該子会社等の株式又は持分を処分する場合には、それに対応して処分を制限する範囲を修正するものとする。	本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する <u>本</u> 議決権株式を、①他の本議決権株主又は②国との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、国の事前の承認を受ける必要がある。優先交渉権者の提案により本議決権株主の株式又は持分を子会社等経由で間接的に有する者が、 <u>当</u> 該子会社等の株式又は持分を処分する場合には、それに対応して処分を制限する範囲を修正するものとする。
5-(2)-⑥ 脚注 33	33	「県の定める手続に関するアドバイザー」とは、鈴木友隆公認会計士事務所、松坂法律事務所（宮城県仙台市に事務所を置くもの。以下同じ。）、有限責任あずさ監査法人（同協力事務所として K P M G 税理士法人及び株式会社 K P M G F A S）をいう。	「県の定める手続に関するアドバイザー」とは、鈴木友隆公認会計士事務所、松坂法律事務所（宮城県仙台市に事務所を置くもの。以下同じ。）、有限責任あずさ監査法人（同協力事務所として K P M G 税理士法人、 <u>株式会社 K P M G F A S、株式会社三友システムアプレイザル、株式会社シティエボリューション及び損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社</u> ）をいう。

章・節	頁	修正前	修正後
6-(5)-②	37	<p>守秘義務対象開示資料の貸与を受けた者は、その使用を終えた時点で責任を持って破棄し、様式集及び記載要領に従って記入した破棄義務の遵守に関する報告書を平成 27 年 5 月 22 日（金）までに必着で公募アドバイザーに郵送等することとする。</p>	<p>守秘義務対象開示資料の貸与を受けた者は、その使用を終えた時点で責任を持って破棄し、様式集及び記載要領に従って記入した破棄義務の遵守に関する報告書を<u>守秘義務の遵守に関する誓約書の定めに従って</u>公募アドバイザーに郵送等することとする。</p>
8-(3)	43	<p>優先交渉権者は、基本協定の締結後、SPCとして、会社法に規定する株式会社を速やかに設立しなければならない。</p> <p>なお、優先交渉権者は、株式会社以外の形態でのSPCの設立、間接的なSPC株式の保有等を希望するときは、第一次審査書類においてSPCの出資形態及び優先交渉権者とSPCとの間の資本関係を具体的に提案することとし、第一次審査を通過後に、競争的対話を通じて国と協議し上で、国が認める形態でSPCを設立することができる。</p>	<p>優先交渉権者は、基本協定の締結後、SPCとして、会社法に規定する株式会社を速やかに設立しなければならない。</p> <p>なお、優先交渉権者は、株式会社以外の形態でのSPCの設立、間接的なSPC株式の保有等を希望するときは、第一次審査書類においてSPCの出資形態及び優先交渉権者とSPCとの間の資本関係を具体的に提案することとし、第一次審査を通過後に、競争的対話を通じて国と協議した上で、国が認める形態でSPCを設立することができる。</p>

仙台空港特定運営事業等 公共施設等運営権実施契約書（案）

章・節	頁	修正前	修正後
第 5 章 第 15 条 第 3 項	12	運営権者は、第 1 項に規定する空港運営事業の承継等の他、空港運営事業開始予定日から確実に本空港の機能が十分発揮されるよう、空港運営事業開始予定日までに、自己の責任において必要な準備を行わなければならない。この場合、国は必要かつ可能な範囲で運営権者に対して協力（国から運営権者に対して第 1 項に定める業務の承継及び実施に必要となる行政文書又はその写しを <u>引き渡す</u> ことを含むがこれに限られない）するものとする。	運営権者は、第 1 項に規定する空港運営事業の承継等の他、空港運営事業開始予定日から確実に本空港の機能が十分発揮されるよう、空港運営事業開始予定日までに、自己の責任において必要な準備を行わなければならない。この場合、国は必要かつ可能な範囲で運営権者に対して協力（国から運営権者に対して第 1 項に定める業務の承継及び実施に必要となる行政文書を <u>閲覧させ、貸与し、又はその写しを提供する</u> ことを含むがこれに限られない）するものとする。
第 9 章 第 28 条 第 1 項	19	運営権者又はビル施設事業者は、空港運営事業期間中（ビル施設等事業にかかる業務については事業期間中）、自ら又はビル施設事業者をして、要求水準書に定めるところに従い、本事業にかかる業務（委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。）について、国に事前に通知した <u>う</u> えで、第三者（運営権者子会社等を含む。）に委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者又はビル施設事業者は当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結時から遅滞なく国に提出しなければならない。ただし、当該契約の契約金額が 1,000 万円以下（継続的契約の場合には、1 年間で換算した場合の支払総額が 1,000 万円以下）である場合には、国に対する事後の報告で足りるものとし、運営権者又はビル施設事業者は、当該契約締結時から遅滞なく、当該契約書の写し又は契約内容の概要を国に提出しなければならない。	運営権者又はビル施設事業者は、空港運営事業期間中（ビル施設等事業にかかる業務については事業期間中）、自ら又はビル施設事業者をして、要求水準書に定めるところに従い、本事業にかかる業務（委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。）について、国に事前に通知した <u>上</u> で、第三者（運営権者子会社等を含む。）に委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者又はビル施設事業者は当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結時から遅滞なく国に提出しなければならない。ただし、当該契約の契約金額が 1,000 万円以下（継続的契約の場合には、1 年間で換算した場合の支払総額が 1,000 万円以下）である場合には、国に対する事後の報告で足りるものとし、運営権者又はビル施設事業者は、当該契約締結時から遅滞なく、当該契約書の写し又は契約内容の概要を国に提出しなければならない。
第 9 章 第 29 条 脚注 5	20	国が承諾した場合は、優先交渉権者の提案に従って <u>別紙 9</u> の 1. ①及び②に記載の保険に代替する措置を選択することも認めます。	国が承諾した場合は、優先交渉権者の提案に従って <u>別紙 10</u> の 1. ①及び②に記載の保険に代替する措置を選択することも認めます。

章・節	頁	修正前	修正後
第 10 章 第 31 条 第 5 項	21	事業期間が、第 1 項で提出したマスタープランの対象期間を超える場合、運営権者は、当該対象期間の最終日を含む事業年度の開始日までに、別紙 11 に定める項目を含む、同日から事業期間終了時までの期間についての本事業全体についてのマスタープランを作成し、国に提出する。この場合、当該マスタープランの変更、事業実施及び公表については、前 3 項の規定に準ずるものとする。	事業期間が、第 1 項で提出したマスタープランの対象期間を超える場合、運営権者は、当該対象期間の最終日を含む事業年度の開始日までに、別紙 11 に定める項目を含む、同日から事業期間終了時までの期間についての本事業全体についてのマスタープランを作成し、 <u>あらかじめ国の承諾を得た上で</u> 、国に提出する。この場合、当該マスタープランの変更、事業実施及び公表については、前 3 項の規定に準ずるものとする。
第 16 章 第 57 条 第 2 項(2)	32	運営権者は、新たに本議決権株式、当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を株主総会又は取締役会の決議により発行しようとする場合には、会社法の規定に従うほか、その内容について国の事前の承認を受ける必要があること。	運営権者は、新たに本議決権株式、当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券（ <u>本号において「本議決権株式等」という。</u> ）を株主総会又は取締役会の決議により発行しようとする場合には、会社法の規定に従うほか、その内容について国の事前の承認を受ける必要があること。 <u>ただし、本議決権株式等を本議決権株主のみに対して割り当てて新規発行する場合は、国の事前の承認を要しない。</u>
第 16 章 第 60 条 第 3 項(1)	34	予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当すること。	（削除。（2）以下を繰り上げる。）
第 20 章 第 90 条 第 2 項(2)	46	当該情報を知る必要のある国又は運営権者及びビル施設事業者の従業員、代理人又は請負人に対して、国、運営権者及びビル施設事業者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合	①当該情報を知る必要のある国若しくは運営権者及びビル施設事業者の従業員、代理人、 <u>請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家</u> 、又は②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社 <u>その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家</u> に対して、国、運営権者及びビル施設事業者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

章・節	頁	修正前	修正後
別紙 1 (17)	49	「貨物ビル施設」とは、本空港においてその機能を確保するために必要な航空貨物の取扱施設(空港法第 15 条第 1 項)(<u>CIQ 施設を除く。</u>)として別表に記載される施設(空港運営事業開始日までに拡張、更新又は新築された施設を含む。)をいい、これと同種の施設であって本契約に基づき整備(非運営権施設)が行われたものを含む。	「貨物ビル施設」とは、本空港においてその機能を確保するために必要な航空貨物の取扱施設(空港法第 15 条第 1 項)として別表に記載される施設(空港運営事業開始日までに拡張、更新又は新築された施設を含む。)をいい、これと同種の施設であって本契約に基づき整備(非運営権施設)が行われたものを含む。 <u>なお、本契約締結日現在において、貨物ビル施設に CIQ 施設は存しない。</u>
別紙 3 4.	59	本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、当社らが本事業に関する資金調達に必要として開示する場合を除き、国の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。	本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、 <u>又は①当該情報を知る必要のある当社らの従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社らと同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、</u> 国の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。
別紙 7-1 第 2 条 第 2 項	69	別紙 1 記載の貸付物件たる土地については、本契約締結時には国有財産台帳の記載をもって特定するものとし、本契約締結後、本空港の空港用地の見直し、境界 <u>画定</u> 等によって国が空港用地の告示を変更し、貸付物件たる土地が告示対象外となったときは、当然に本契約は終了するものとする。	別紙 1 記載の貸付物件たる土地については、本契約締結時には国有財産台帳の記載をもって特定するものとし、本契約締結後、本空港の空港用地の見直し、境界 <u>確定</u> 等によって国が空港用地の告示を変更し、貸付物件たる土地が告示対象外となったときは、当然に本契約は終了するものとする。
別紙 7-1 第 6 条 第 2 項	70	第 2 条第 2 項に定める境界 <u>画定</u> に関する隣地所有者との紛争その他空港用地の所有に関する第三者との紛争が発生した場合、国は自らの責任においてかかる紛争に必要な対応を行う。	第 2 条第 2 項に定める境界 <u>確定</u> に関する隣地所有者との紛争その他空港用地の所有に関する第三者との紛争が発生した場合、国は自らの責任においてかかる紛争に必要な対応を行う。

章・節	頁	修正前	修正後
別紙 7-1 第 16 条 第 2 項(2)	70	当該情報を知る必要のある国又は運営権者の従業員、代理人又は請負人に対して、国及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合	①当該情報を知る必要のある国若しくは運営権者の従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
別紙 7-2 第 2 条 第 2 項	75	別紙 1 記載の貸付物件のうち土地については、本契約締結時においては国有財産台帳の記載をもって特定するものとし、本契約締結後、本空港の空港用地の見直し、境界画定、RE S Aの整備等によって、国が空港用地の告示を変更したときは、当該変更後の空港用地をもって、当然に貸付物件が変更されたものとみなす。	別紙 1 記載の貸付物件のうち土地については、本契約締結時においては国有財産台帳の記載をもって特定するものとし、本契約締結後、本空港の空港用地の見直し、境界確定、RE S Aの整備等によって、国が空港用地の告示を変更したときは、当該変更後の空港用地をもって、当然に貸付物件が変更されたものとみなす。
別紙 7-2 第 6 条 第 2 項	76	第 2 条第 2 項に定める境界画定に関する隣地所有者との紛争その他空港用地の所有に関する第三者との紛争が発生した場合、国は自らの責任においてかかる紛争に必要な対応を行う。	第 2 条第 2 項に定める境界確定に関する隣地所有者との紛争その他空港用地の所有に関する第三者との紛争が発生した場合、国は自らの責任においてかかる紛争に必要な対応を行う。
別紙 7-2 第 16 条 第 2 項(2)	76	当該情報を知る必要のある国又は運営権者の従業員、代理人又は請負人に対して、国及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合	①当該情報を知る必要のある国若しくは運営権者の従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

章・節	頁	修正前	修正後
別紙 8-2 第 15 条 第 2 項(2)	83	当該情報を知る必要のある国又は運営権者の従業員、代理人又は請負人に対して、国及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合	①当該情報を知る必要のある国若しくは運営権者の従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
別紙 8-2 第 15 条 第 3 項	84	前 2 項の規定は、国及び運営権者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず、有効に存続する。	前 2 項の規定は、国及び運営権者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず、有効に存続する。
別紙 13 2.	96	＜モニタリングの方法＞ モニタリングの方法については、セルフモニタリングの方法や提案書類を踏まえ、本契約締結後、 <u>空港運営事業</u> 開始日までに国が定めるものとする。	＜モニタリングの方法＞ モニタリングの方法については、セルフモニタリングの方法や提案書類を踏まえ、本契約締結後、 <u>ビル施設等事業</u> 開始日までに国が定めるものとする。

仙台空港特定運営事業等 基本協定書（案）

章・節	頁	修正前	修正後
第5条 第2項(3)	4	<p>SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、本議決権株主は、国の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。ただし、SPC が、完全無議決権株式を発行する場合、本議決権株主は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができるものとする。</p>	<p>SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、本議決権株主は、国の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。ただし、SPC が、<u>①本議決権株主に対して本議決権株式を発行する場合又は②完全無議決権株式を発行する場合</u>、本議決権株主は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができるものとする。</p>
第10条	8	<p>国及び優先交渉権者構成員は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、優先交渉権者構成員が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び国が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。</p>	<p>国及び優先交渉権者構成員は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、優先交渉権者構成員が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、<u>国が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）等に基づき開示する場合、並びに①当該情報を知る必要のある国若しくは優先交渉権者構成員の従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある優先交渉権者構成員の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び優先交渉権者構成員と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合は、この限りでない。</u></p>

章・節	頁	修正前	修正後
別紙2 9.	13	<p>当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、当社が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合を除き、国の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。</p>	<p>当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、当社が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社の従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある当社の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、国の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。</p>